

次第

挨拶

1 地震防災訓練について

- ・後期防災訓練の実施概要
- ・部局長への依頼文（案）
- ・災害対策部局本部と事務局の体制整備

2 安否確認訓練について

- ・名古屋大学災害時安否確認の基本方針
- ・安否確認訓練の進め方
- ・一次場所における避難者確認カードの改善について
- ・部局における一次避難場所における避難者確認の方式について

3 その他

平成 28 年度名古屋大学地震防災訓練 実施計画概要

1. 目的

訓練日の午前 11 時 30 分に南海トラフで過去最大クラスの地震が発生したと想定し、学内及び周辺地域の被害想定に基づいて、日中に大地震が発生した際の実際的な対応を確認する。主要な項目は以下の通り。

- (1) 全学一斉避難訓練：安全確保、教職員による避難誘導、一次避難場所の避難者確認、避難後の対応
- (2) 自衛消防隊訓練：ブロック自衛消防隊の建物隊・本部隊の体制と実際的な活動・一斉避難訓練指揮
- (3) 災害対策部局本部訓練：災害対策部局本部の設置、大地震時の部局における対応手順、課題等の確認
- (4) 災害対策本部訓練：災害対策本部の設置、ブロック自衛消防隊と連携した災害時対応訓練
- (5) 安否確認訓練：安否確認システム利用訓練、一次避難場所における避難者確認と部局の集約体制

2. 実施日時

平成 28 年 10 月 28 日（金） 11:30～13:00（各訓練の概要と時間帯は別表参照）

3. 実施場所

東山地区、鶴舞地区、大幸地区、東郷地区ほか（名古屋大学の全区域）

4. 訓練想定

- ・南海トラフで過去の地震を考慮した最大クラスの地震が発生し、名古屋市内で震度 6 強を観測。
- ・午前 11 時 30 分に緊急地震速報が出され、10 秒後に強い揺れを感じ、約 2 分間継続。
- ・ライフライン（電気、電話、水道、ガス等）や公共交通機関は地震直後に停止、当面復旧見込みなし。
- ・学内でけが人や建物の被害が発生（詳細は別途被害シナリオを設定する）

5. 当日の主要訓練項目と時刻（別表）

6. 防災訓練の準備

- ・ブロック自衛消防隊
ブロック連絡調整会議の開催、ブロック本部・建物隊の拠点と体制、分担区域や役割の事前確認
一次避難場所への避難誘導、避難後の安否確認などの準備
自衛消防隊向け防災講習の受講（救命講習、応急手当、火災対応、放送設備、トランシーバ等）
- ・部局
災害対策部局本部の体制整備、自衛消防隊との役割分担と連携、時間外対応を含む名簿の整備
学生・教員への避難訓練参加の周知徹底、参加確認
安否確認の準備
部局に固有の対応項目の確認
- ・災害対策本部・全学自衛消防隊
災害対策本部・全学自衛消防隊の体制と役割の確認
減災館災害対策本部室の設定、設備・装備・機材・備蓄やチェックリスト等の整備
災害後の中・長期的な役割の確認
- ・その他
留学生対応、学内安全確保、交通・通信等

(別表) 10月28日の主要訓練項目

時間	実施事項(カッコは対象者)	準備等
(1) 全学一斉避難訓練(学生・教職員ほか全員参加)		
11:30 ~ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報の放送、地震発生時の安全確保 ・一次避難場所への避難。教職員等の指示・誘導 ・一次避難場所での避難者確認の徹底 ・自衛消防隊からの注意事項の伝達、隊長の講評 ・12:00以降、安否確認システムのメール受信と入力対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練参加と行動内容の周知徹底(部局から) ・建物ごとの避難場所・経路確認と表示の検討 ・東山地区の避難訓練中の車両通行規制
(2) 自衛消防隊訓練(ブロック自衛消防隊本部隊・建物隊、全学自衛消防隊)		
11:30 ~ 12:30	<p>(ブロック自衛消防隊 建物隊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員の拠点への参集、建物隊長の指示による活動 ・装備確認、指示、避難誘導、救護活動、避難者確認、建物内外の緊急点検、本部隊への報告など、状況に応じて実施 <p>(ブロック自衛消防隊 本部隊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック本部設営、ブロック防災管理者の指示による活動 <p>(全学自衛消防隊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックへの連絡・指示、情報集約 ・救護センター、応急危険度判定センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック連絡調整会議開催、体制、活動内容、装備の調整 ・各建物の体制、避難経路や誘導、消火・救助 ・全学自衛消防隊の体制、活動内容 ・救護センター、応急危険度判定センター
(3) 災害対策部局本部訓練(部局長、部局対応要員、安否確認担当者)		
11:30 ~ 12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策部局本部の設置(部局長、部局対応要員) ・設置場所、体制確認、装備等確認、情報収集、ブロック自衛消防隊との分担・連携体制の確認 ・部局の安否確認の実施 ・安否確認担当者を中心に、学生・教職員の確認 ・部局として当面の対応内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成、役割確認、自衛消防隊との関係の整理 ・安否確認実施要領 ・被害想定に基づく部局の当面の課題の整理
(4) 災害対策本部訓練(災害対策本部、災害対策本部事務局)		
11:30 ~ 13:00	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・各自の部署で安全確保後に減災館に参集。途中状況確認。 ・災害対策本部の活動 ・全学自衛消防隊からの状況報告、緊急対応の訓練 ・被害想定に基づく災害時の災害対策本部の行動内容 ・災害対策本部事務局の運営、支援体制の確認 ・安否確認システムのメール一斉発信 ・講評、非常食試食等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内被害想定、広域大地震発生後の大学の課題について事務局等で事前検討 ・減災館設備、装備等確認 ・減災館災害対策本部室への参集手順、装備等の確認 ・災害対策本部の緊急時対応チェックシートの整備・確認

部局長 各位

災害対策室長

名古屋大学地震防災訓練における部局の対応について（依頼）

本学では、大規模災害直後の緊急対応はブロック単位での自衛消防組織が主に担うこととし、一方、その後の安否確認や被害状況調査などは、各部局による災害対策部局本部が行うこととしています。また平常時からの建物の安全管理なども部局が中心となって実施されます。これらの考え方は、平成26年度に制定された「名古屋大学災害対策規程」に明示されております。

10月28日（金）に実施される今年度の名古屋大学地震防災訓練では、これまで大地震直後の対応に焦点を絞り、一斉避難訓練、自衛消防隊活動訓練、および全学の災害対策本部の訓練を実施することとしてきたものを、昨年度から災害対策部局本部訓練を含めることとしました。そこで、各部局におかれましては、以下の点についての対応をお願いいたします。

1. 災害対策部局本部の設置および活動内容

(1) 災害対策部局本部の構成員の選定

部局長をはじめとして教員と事務がうまく連携して災害時に対応できる体制を確保。

(2) 自衛消防隊の活動との兼ね合いで訓練当日の参集メンバーの選定

ブロックの中心となる部局については、部局長がブロックの防災管理者となっているため、災害直後、部局の中心を対する役割の教員の責任者を選定する。

(3) 訓練当日の災害対策部局本部の活動内容の想定

- ・決められた本部（ブロックの中心となる部局に関してはブロック本部と同じ場所）に集合
- ・「名古屋大学災害対策規程」などにより、災害時の災害対策部局本部の役割を確認。
- ・部局で定めている安否確認実施要領を確認
- ・愛知県と名古屋市の南海トラフ地震の被害想定などにより、部局の被害を検討。

(4) 災害対策部局本部＋事務局の体制確立（名簿＋時間外参集名簿）

今後の災害発生に備えて災害対策部局本部と事務局の体制を確立する。

2. 安否確認訓練

(1) 部局単位の安否確認実施要領の確認(事前)

(2) 部局の安否確認実施要領に基づき、災害時の名簿等の持出訓練

(3) 安否確認システムと一次避難場所における避難者確認の統合訓練

(4) 防災訓練結果による安否確認実施要領の問題点や有効性の点検

3. 地震防災訓練の準備

(1) 自衛消防隊の訓練に関してブロック自衛消防隊に協力

(2) ブロック自衛消防隊建物隊の訓練準備

(3) 一斉避難訓練についての教員への依頼と説明

以上

○名古屋大学災害対策規程

(平成 25 年 6 月 18 日規程第 12 号)

改正 平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号 平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号
平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）における地震，風水害，火災等の災害による被害を防止し若しくは警戒し，又は被害が発生した場合にはその被害の軽減を図るとともに本学の機能の維持又は復旧を迅速かつ円滑に行うため，災害対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

- 一 部局 学部，研究科，教養教育院，アジアサテライトキャンパス学院，高等研究院，トランスフォーマティブ生命分子研究所，附置研究所，附属図書館，医学部附属病院，情報基盤センター，総合保健体育科学センター，未来社会創造機構及び素粒子宇宙起源研究機構をいう。
- 二 災害 次のイ，ロ及びハに掲げる災害をいう。
 - イ 火災
 - ロ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条第 1 項に規定する災害
 - ハ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
- 三 防災管理者 消防法第 36 条第 1 項に規定する読み替え後の「防災管理者」をいう。
- 四 ブロック防災管理者 防災管理者に準じ，第 9 条第 1 項に規定するブロックの防災管理に係る消防計画（消防法第 8 条に規定する「消防計画」をいう。以下同じ。）の取りまとめその他防災管理上必要な業務を行う者をいう。
- 五 部局防災責任者 ブロック防災管理者を補佐し，防災・防火管理業務を指導監督する者をいう。
- 六 統括管理者 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 8 第 1 項に規定する「統括管理者」をいう。
- 七 ブロック統括管理者 統括管理者に準じ，第 9 条第 2 項に規定するブロック自衛消防隊を統率・指揮し，災害による被害の軽減を図る任務を遂行する者をいう。
- 八 自衛消防隊 消防法第 8 条の 2 の 5 第 1 項に規定する「自衛消防組織」をいう。

(法令との関係)

第 3 条 本学における災害対策に関しては，消防法，災害対策基本法その他関係法令に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(防災に関する諮問)

第4条 総長は、必要に応じて、名古屋大学防災推進本部会議に対して防災に関する重要事項について諮問するとともに、防災対策に関わる本学の体制の強化、部局間の連絡調整等に努めなければならない。

(災害時における役職員の義務)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総長が災害対策を実施するときは、関係する役員及び職員（以下「役職員」という。）は上司の指示に従って優先的に災害に対応する業務（以下「災害対策業務」という。）に従事しなければならない。

2 前項の規定により災害対策業務に従事する役職員以外の役職員は、当該災害対策業務が円滑かつ速やかに遂行されるよう協力しなければならない。

(災害対策本部)

第6条 本学が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学生、職員、患者等の安全確保及び救援、災害からの本学の施設の防護及び早期の復旧、地域社会に対する貢献その他災害への対策として必要があると総長が認めるときは、名古屋大学災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を置く。

2 災害対策本部に、本部長、副本部長その他必要な本部員を置く。

3 本部長は、総長をもって充て、災害対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、理事及び副総長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 災害対策本部に、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊（自衛消防隊の指揮部門をいう。以下同じ。）を置く。

6 前各項に定めるもののほか、災害対策本部の設置、組織、運営等に関する基本方針及び必要な事項は、別に定める。

(災害対策部局本部)

第7条 部局が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を実施する必要があると当該部局の長が認めるとき、又は総長がその必要があると認めて指示したときは、当該部局に災害対策部局本部（以下「部局本部」という。）を置く。

2 部局本部に、災害対策部局本部長（以下「部局本部長」という。）を置く。

3 部局本部長は、当該部局の長をもって充て、部局本部の業務を統括する。

4 部局本部長は、部局本部の下に支部を置くことができる。

5 部局本部及びその支部の名称等は、別表のとおりとする。

6 部局本部及びその支部に、それぞれ部局本部員及び支部員を置く。

7 前各項に定めるもののほか、部局本部及びその支部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(役職員の応急活動及び参集)

第 8 条 役職員は、職務に従事中の場合において、災害対策本部又は部局本部が設置されたときは、災害対策業務を優先させなければならない。

2 役職員は、職務に従事中でない場合において、災害対策本部若しくは部局本部が設置されたとき、やむを得ない事情があるときを除き、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、役職員の参集に関し必要な事項は、別に定める。
(ブロック)

第 9 条 本学の東山地区、鶴舞地区及び大幸地区に災害発生時等における緊急対応のため、次のとおりブロックを定め、自衛消防活動を行う。

一 東山地区

イ 豊田講堂・事務棟ブロック

ロ 文系ブロック

ハ 理学ブロック

ニ 工学ブロック

ホ 生命農学ブロック

ヘ 研究所ブロック

ト 附属学校ブロック

二 鶴舞地区

イ 医学部・医学系研究科ブロック

ロ 附属病院ブロック

三 大幸地区

大幸ブロック

2 ブロックに、ブロック自衛消防隊を置く。

3 ブロック自衛消防隊は、本部隊及び建物隊をもって構成する。

(防災管理者等)

第 10 条 本学に、防災管理者を置き、理事又は副総長のうちから総長が指名する。

2 防災管理者は、本学の防災管理を掌理する。

3 ブロックに、ブロック防災管理者を置き、総長が指名する部局の長等をもって充てる。

4 ブロック防災管理者は、関係する部局防災責任者の協力を得て、ブロック内の防災管理を掌理する。

5 部局防災責任者は、防火管理者（消防法施行令第 3 条第 1 項に規定する「防火管理者」の資格を有する者をいう。）の資格を有する者のうちから、部局の長等が指名する。

6 部局防災責任者は、ブロック防災管理者を補助するとともに、部局等の防災・防火管理に関する事務を行う。

(ブロック連絡調整会議)

第 11 条 ブロック内におけるブロック自衛消防隊の活動その他災害対策業務の実施に関し必要な事項について協議・調整するため、ブロックに、ブロック連絡調整会議を置く。

2 ブロック連絡調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(消防計画の策定等)

第 12 条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、防災管理又は防火管理に係る消防計画の作成、訓練の実施その他の防災管理上又は防火管理上必要な職務を誠実に遂行しなければならない。

(消防計画の作成及び届出)

第 13 条 防災管理者は、東山地区内のブロック防災管理者と協議の上、東山地区の消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。

2 東山地区以外のブロック防災管理者は、防災管理者と協議の上、当該ブロックに係る消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。

3 ブロックの区域以外の地区に存する消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定する防火対象物に該当する施設の防火管理については、名古屋大学防災・防火管理細則（平成 25 年度細則第 2 号。以下「防災・防火管理細則」という。）の定めるところによる。

(研修及び訓練の実施)

第 14 条 総長は防災管理者若しくはブロック防災管理者に命じ、又は部局の長は部局防災責任者に命じ、学生、職員等に対し災害対策に関する知識及び技術の習得、維持又は向上のため、実施計画を立てて防災に関する研修及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の訓練において、防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、訓練ごとにその結果を検証の上、必要に応じて消防計画等の災害対策に係る計画若しくは体制の見直し、又は設備、備品等の点検若しくは見直しを行い、常に防災に関わる体制の維持、強化に努めなければならない。

(自衛消防隊)

第 15 条 自衛消防隊は、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊をもって構成する。

2 総長は、統括管理者を指名し、本学全体の自衛消防隊の包括指揮に当たらせる。

3 ブロック防災管理者は、ブロック統括管理者を指名し、ブロック自衛消防隊の指揮に当たらせる。

4 前 3 項に定めるもののほか、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急避難住民の受入)

第 16 条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から近隣住民の緊急避難場所として施設提供の要請があった場合は、当該緊急避難場所としての施設を管轄する部局の長の意見を聴いて、支障がないと認めるときに限り、これを提供することができる。

2 ブロック統括管理者は、近隣住民が避難してきた場合には、関係する部局の長と協議の上、管轄するブロック内の適当な施設を緊急避難場所として一時的に提供することができる。

3 前項により緊急避難場所を提供したブロック統括管理者は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告しなければならない。

(施設の提供)

第 17 条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から被災地域における人命救助その他の救援活動のため、施設提供の要請があった場合は、当該救援活動のための施設を管轄する部局の長等と協議の上、支障がないと認めるときに限り、これを提供することができる。

(援助の要請)

第 18 条 災害対策本部長は、災害対策業務の実施に当たり、必要に応じて他の大学等に対し救援物資の要請、職員の派遣その他の援助を求めることができる。

(共同防災管理に関する協議)

第 19 条 本学が管理する区域内又は建物内にある事業場等において、その管理についての権原を有する者が本学以外の者である場合は、本学は、当該事業場等の管理について権原を有する者と防災管理上必要な業務に関する事項について、あらかじめ協議を行い、定めておかなければならない。

(防災・防火管理)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、本学の防災・防火管理に関し必要な事項については、防災・防火管理細則の定めるところによる。

(地域防災計画との整合)

第 21 条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、地方公共団体の定める地域防災計画等を定期的に確認し、消防計画及びこの規程に定める事項が当該地域防災計画等に整合するように努めなければならない。

(事務)

第 22 条 災害対策に関する事務は、全学の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、本学の災害対策の実施に関し必要な事項は、名古屋大学防災推進本部会議の議を経て、総長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 名古屋大学自然災害対策規程（平成 16 年度規程第 372 号）及び名古屋大学防火・防災管理規程（平成 16 年度規程第 94 号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、廃止前の名古屋大学自然災害対策規程又は名古屋大学防火・防災管理規程に基づき実施されている事項で、この規程に同様の定めがあるものについては、この規程に基づき実施されているものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条第 5 項関係)

災害対策部局本部

No	名称	構成する組織等	本部長
1	文学部局本部	文学部・文学研究科	研究科長
2	教育部局本部	教育学部・教育発達科学研究科	研究科長
3	法学部局本部	法学部・法学研究科	研究科長
4	経済部局本部	経済学部・経済学研究科	研究科長
5	情報文化部局本部	情報文化学部	学部長
6	理学合同部局本部	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科・素粒子宇宙起源研究機構	理学研究科長 多元数理科学研究科長 [副本部長担当] 基礎理論研究センター 長 [副本部長担当]
7	医学部局本部	医学部・医学系研究科	研究科長
8	保健学部局本部	医学系研究科（保健学専攻）	保健学専攻長
9	工学部局本部	工学部・工学研究科	研究科長
10	生命農学部局本部	農学部・生命農学研究科	研究科長
	東郷支部	生命農学研究科附属フィールド科学教育研究センター	センター長
11	国際開発部局本部	国際開発研究科	研究科長
12	国際言語部局本部	国際言語文化研究科	研究科長

1 3	環境学部局本部	環境学研究科	研究科長
1 4	情報科学部局本部	情報科学研究科	研究科長
1 5	創薬科学部局本部	創薬科学研究科	研究科長
1 6	教養教育院部局本部	教養教育院	院長
1 7	高等研究院部局本部	高等研究院	院長
1 8	環境医学部局本部	環境医学研究所	所長
1 9	未来材料・システム部 局本部	未来材料・システム研究所	所長
2 0	宇宙地球環境部局本部	宇宙地球環境研究所	所長
2 1	図書館部局本部	附属図書館	館長
2 2	病院部局本部	医学部附属病院	病院長
2 3	附属学校部局本部	附属学校	学校長
2 4	情報基盤センター部局 本部	情報基盤センター	センター長
2 5	総合保健体育科学セン ター部局本部	総合保健体育科学センター	センター長
2 6	トランスフォーマティ ブ生命分子部局本部	トランスフォーマティブ生命分子研 究所	所長

○名古屋大学役職員の参集基準

(平成 25 年 7 月 12 日基準第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程（平成 25 年度規程第 12 号）第 8 条第 3 項に規定する役職員の参集に関し必要な事項は、この基準の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 登録職員 災害対策本部又は災害対策部局本部を設置したとき、災害対策の業務に従事する者としてあらかじめ名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された職員をいう。

二 総員参集 すべての登録職員を参集させることをいう。

三 限定参集 登録職員のうち一部の者を参集させることをいう。

(参集者の登録等)

第 3 条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、災害対策本部又は災害対策部局本部を設置したときに参集させる必要のある役職員の登録名簿を作成し、当該職員及び関係者に周知しておかなければならない。

2 前項の登録名簿の作成に当たっては、対象となる職員の担当する職務、役職、通勤の状況その他の要件を考慮しその実効性を確保するように努めなければならない。

3 参集する場所は、特に指示がない限り役職員の勤務場所とする。

(連絡体制)

第 4 条 総長及び部局長は、災害対策本部又は災害対策部局本部を設置した場合、登録職員にその旨を通知しなければならない。ただし、限定参集を行うときは、登録職員のうちの一部の者に限定してその通知をするものとする。

2 前項の通知を円滑に実施するためその連絡方法を 2 以上定め、登録した者に周知しておかなければならない。

3 部局長は、前項の連絡方法を定めたときは、総長に報告しなければならない。これを修正又は変更したときもまた同様とする。

4 名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震に関する注意情報、予知情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、第 1 項に定める通知がされなくても登録職員は総員参集するものとする。

5 総長及び部局長は、第 1 項の連絡体制の実効性を確認するため、年 1 回以上連絡体制に係る訓練を行い、不備がある場合は改善等を行い、その実効性の維持に努めなければならない。

(勤務時間管理)

第5条 災害対策のために参集させた職員の勤務時間管理は、当該職員の平常時の勤務時間管理員が行うものとする。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、役職員の参集の基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年7月12日から施行する。

○名古屋大学災害時の安否確認に関する基本方針

(平成 27 年 2 月 2 日 役員会決定)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）の大規模地震等の災害時における，学生，生徒，教職員等に対する組織的かつ計画的な安否等の確認（以下「安否確認」という。）について必要な事項は，この方針の定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 安否確認の対象となる者（以下「対象者」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生，生徒及び教職員
- 二 医学部附属病院の入院患者及び外来患者
- 三 その他本学関係者で防災管理者が指定する者

(情報の種類)

第 3 条 安否確認における情報の種類は，次のとおりとする。

- 一 安否情報 対象者の生命及び身体に関する情報
- 二 付帯情報 安否情報に関連し，又は付帯する情報

(安否確認業務の実施主体)

第 4 条 安否確認業務の実施主体は，第 2 条各号に掲げる区分ごとに次の各号に定めるとおりとする。

- 一 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者 関係する災害対策部局本部又は部局（本部事務局を含む。以下同じ。）
- 二 第 2 条第 3 号に掲げる者 災害対策本部又は関係する災害対策部局本部若しくは部局

(安否確認業務の開始)

第 5 条 災害対策本部及び災害対策部局本部は，災害発生後の自衛消防隊活動を中心とした避難，救護，救出等の緊急対応活動の進行状況及び業務の推移を見極め，遅滞なく所要の安否確認業務を開始しなければならない。

(災害対策部局本部の業務)

第 6 条 災害対策部局本部は，部局の対象者の安否確認業務を実施する。

2 災害対策部局本部は，主に次の各号に掲げる情報を整理・統合し，対象者の正確な安否情報及び付帯情報（以下「安否情報等」という。）の把握に努めなければならない。

- 一 現場情報，電話，メール，郵便，特定の連絡網その他災害対策部局本部で収集したもの
- 二 全学一斉の安否確認システムその他方法により，災害対策本部が収集した情報のうち，当該部局に関するもの

3 災害対策部局本部は，当該部局の対象者の安否情報等を整理し，速やかに災害対策本部に報告する。この場合において，当該部局の対象者以外の安否情報等が得られた場合は，これを部局ごとに整理して報告する。

(災害対策本部の業務)

第7条 災害対策本部は、災害対策部局本部の実施する安否確認業務を支援する。

2 災害対策本部は、安否確認システム等による安否情報等を、部局ごとに整理し、それぞれの災害対策部局本部に通報しなければならない。

(ブロック自衛消防隊の役割)

第8条 ブロック自衛消防隊本部隊は、建物隊から報告のあった災害情報のうち、安否情報等についても、これを部局ごとに整理して災害対策本部に報告する。この場合において、特に災害対策本部の指示又は了解があった時は、関係する災害対策部局本部にも通報する。

(事前計画)

第9条 第6条に定める災害対策部局本部の業務を実施するため、部局長は安否確認の具体的手段、方法等について、あらかじめその実施要領を定め、関係者全員に周知しておかなければならない。

2 前項の実施要領を定めるときは、あらかじめ関係するブロックのブロック連絡調整会議に諮る等、該当するブロック内での調整を図らなければならない。当該実施要領を改正するときも同様とする。

(協力義務)

第10条 学生、生徒、教職員等は、災害対策本部及び災害対策部局本部が行う安否確認業務の円滑かつ効果的な実施に積極的に協力しなければならない。

(災害対策本部、災害対策部局本部廃止後の取扱)

第11条 災害対策本部又は災害対策部局本部が廃止された後の安否確認業務は、部局がその事務及び業務を引継ぐものとする。

(他の緊急事態における適用)

第12条 本学は、大規模地震等の災害以外の事態が生じ、緊急に、学生、生徒、教職員等の安否確認を実施する必要がある場合、この基本方針を準用することができる。

(関連する被災情報収集)

第13条 この方針に定める対象者のほか、大学構内事業の事業責任者及び当該事業に従事する者、学内で催行される集会、会議、研究会その他の行事の参加者及び関係者等、災害時に学内に滞在する者の被災状況に関する情報の収集については、別に定める。

(雑則)

第14条 この方針に定めるもののほか、安否確認に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この方針は、平成27年2月2日から施行する。

安否確認システムデータを活用した総合的安否確認の手順

■ 安否確認用名簿管理と安否状況確認の手順 ■

〈平常時〉

本部は、安否確認システムへのデータ登録時に、当該データを部局の安否確認担当者等に配付する。
部局は、当該データに補足・追加等を行い、印刷するなどして、安否確認用管理名簿の1つとして保管する。

〈災害時／訓練時・・・構成員は、安否確認システムに安否状況を回答する。また、避難場所を確認カードを提出する。〉

本部は、安否確認システムからエクポートした回答状況データを部局の安否確認担当者等に配付する。

部局は、回答状況データや避難場所等での確認結果を統合し、安否確認状況を管理し、本部に報告する。

